

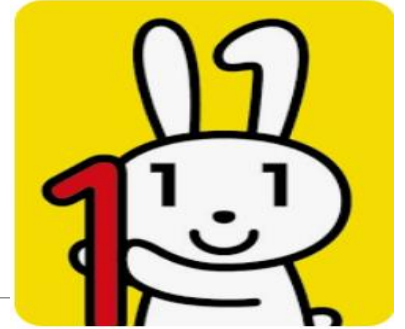
# マイナンバーカードの 出張申請について

---

事業所・自治会等で行う場合の注意点

# はじめに

---



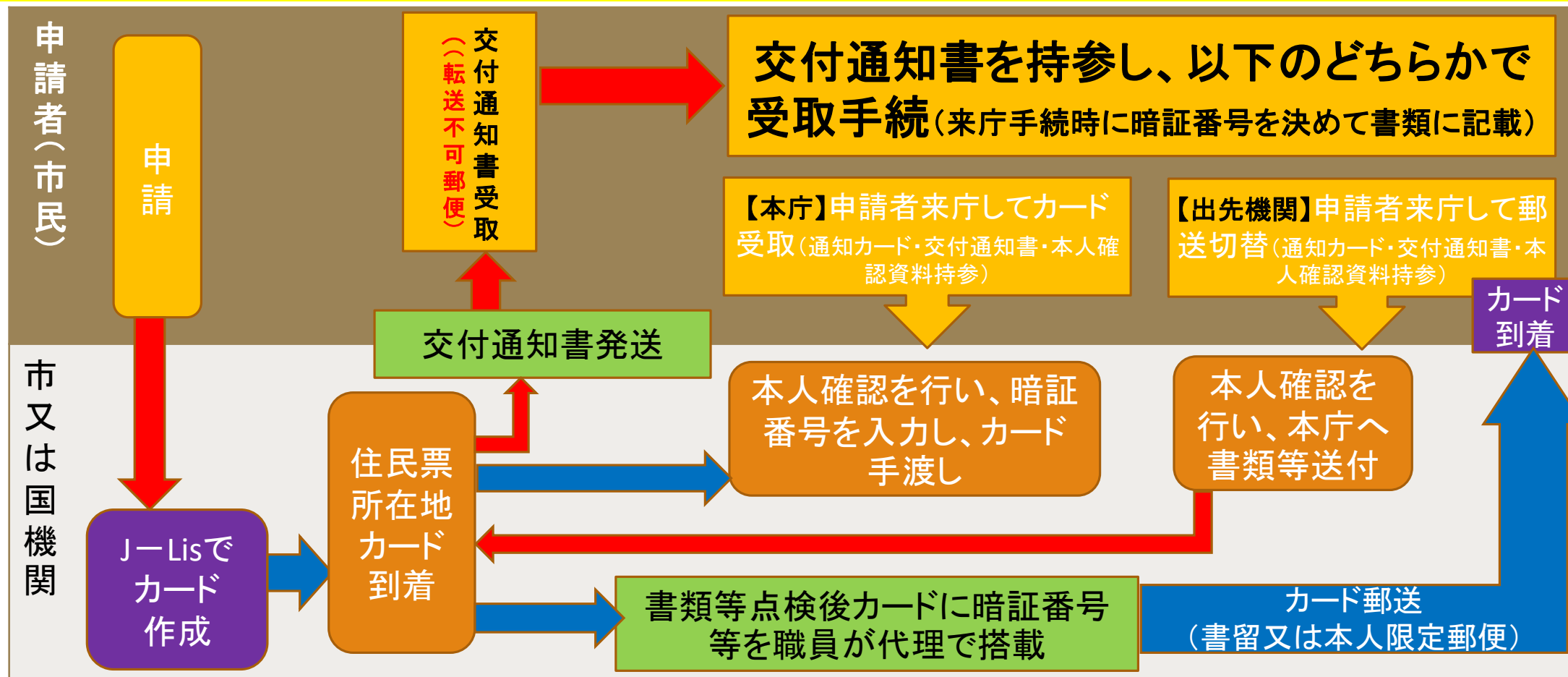
個人番号法に基づく、マイナンバーカードについては、政府の取得促進の取り組みもあり、姫路市においても令和5年10月1日現在で交付率が77%を超える状況ですが、福祉サービスを利用されている方などは、ご自身で手続きすることが難しく、申請自体の手段がない方も多くいらっしゃいます。

姫路市においては、これまで、企業や学校・施設・大規模商業施設・確定申告会場・ワクチン接種会場等出張申請の取り組みをおこなってきました。マイナンバーカードの交付率が上がったことで、これまでのような場所での開催は一定の役割を果たしたと思われます。今後はご自身では手続きが難しい方のうち、ご自宅から市役所等に赴く手段がなかったり、家族等がいなかったために手続きにお手伝いが必要な方等を対象に、出張申請の会場を工夫していく必要があります。また、代理申請や代理交付手続きについても案内が必要です。

福祉施設(通所事業所を含む)や支援機関の方のお手伝いを得て、代理申請や代理交付手続きを積極的に行うなど、マイナンバーカードの取得希望があるのに手続きできない方の支援を行うことを検討する時期にきていると思われます。

# 1 マイナンバーカード申請⇒交付の流れ

★申請時に本人確認資料等が全て揃っていれば、以下の流れを経ずに、住民登録地市役所から直接申請者のところへカード郵送できます。(姫路市以外の市町村においては申請時来庁方式で郵送手続きしている場合に限る)



## 2 出張申請について

姫路市では、マイナンバーカード出張申請を行っています。無料で写真撮影を行います。

姫路市ホームページ参照→ <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000013269.html>

・出張申請には以下のA方式(交付時来庁方式)、B方式(申請時来庁方式)があります。



方式	特徴	長所	注意事項
A方式 (交付時来庁方式)	<ul style="list-style-type: none"><li>・カードの申込手続きのみ</li><li>・後日カードの受取手続きが必要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・B方式よりも短時間で手続きできる</li><li>・手ぶらで申込手続きができる</li></ul>	受取手続きの際には、通知カード、本人確認書類等が必要。
B方式 (申請時来庁方式)	<ul style="list-style-type: none"><li>・できあがったカードはご自宅(住民登録地)へ郵送</li><li>・通知カード、本人確認書類等を持参する必要がある</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・1度の手続きで受取手続きまでできる</li></ul>	住民登録地が姫路市以外の方の場合は、申請書を該当市町村に送付するが、カードの郵送手続きを行えない場合がある。

# 3 出張申請の申込要件

以下の要件を満たす事業所、自治会等に訪問し、マイナンバーカードの申請を受け付けます(顔写真の無料撮影付)。

➡B方式の場合、**マイナンバーカードは、後日住民登録地へ郵送いたします**

(必要書類が揃っていれば、受け取りに市役所へお越しいただく必要はありません。なお姫路市以外に住所地を要する方の場合、カードの郵送を行っていない自治体もございます。)

- ・対象者が10名以上いること(住民登録地が市外の方でも可)。  
(10名以下の場合、ご相談ください。時間を短くするなど検討します。)
- ・当日ご本人が申請の手続きを行えること(本人確認等を行います)。
- ・机・椅子等の什器類をご用意いただくこと。



# 4 本人確認資料について

【A】は1点で、【B】は2点でOK。原本のみ(写し不可)、有効期限のあるものは期限内に限る

(必要書類の不備は交付不可！申請時か交付時に本人確認必須)

## 【A】顔写真付きの下記のもの

- ・住民基本台帳カード(顔写真付)
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)
- ・旅券(パスポート)
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・在留カード(16歳以上の方)
- ・特別永住者証明書(16歳以上の方)
- ・一次庇護許可書
- ・仮滞在許可書

## 【B】[氏名・生年月日]または[氏名・住所]が記載された公的証明書等

- ・健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者証
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・地方公務員共済組合員証 ・介護保険被保険者証
- ・福祉医療受給者証(乳幼児等医療費・子ども医療費等)
- ・各種年金証書 ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書
- ・船員手帳 ・宅地建物取引士証 ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書 ・生活保護受給者証
- ・社員証 ・学生証 ・在留カード(16歳未満の方)
- ・特別永住者証明書(16歳未満の方)
- ・ゆうちょ銀行の預金通帳(氏名及び住所の記載があるもの)
- ・高齢者福祉優待カード
- ・学校名が記載された各種書類(卒業証書等)
- ・母子手帳(出生届出済証明のあるもの) 等

# 5 出張申請の申込手続の流れ

## 申込

- 希望される日の1か月前までに、電話又はメールで、以下の項目をお知らせください。
- 【事業所名又は自治会等の団体名】【実施場所の所在地・ご担当者様の連絡先(電話番号とメールアドレス)】【希望日時(第3希望まで)】【概算人数】【事前打合せの希望日時(第3希望まで)及び場所】

【出張申請希望連絡先】姫路市マイナンバーコールセンター又は住民窓口センターマイナンバーカード担当  
電話番号: 079-221-2150(コールセンター) / 079-221-2844 (住民窓口センター)

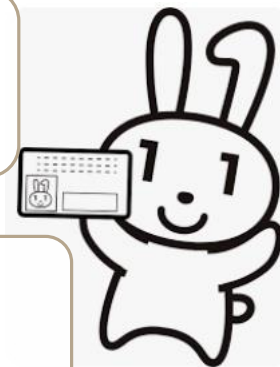
E-mail: [shimin-2@city.himeji.lg.jp](mailto:shimin-2@city.himeji.lg.jp)

## 決定のお知らせ

- 市より日程等をメールにてお知らせします。(委託事業者: キャリアリンク株式会社が連絡する場合がございます。)
- ご登録いただく名簿のデータを送付します。

## 事前打ち合わせ

- 事前打合せの日に名簿をご提供いただきます。募集用チラシの用意も可能です。
- 当日の流れを確認させていただきます。



# 参考：マイナンバーカードの原則

こんなときは	原則1	原則2
15歳未満	申込時15歳未満なら法定代理人による申込手続 受取時15歳未満なら法定代理人による受取手続	電子証明書のうち署名用電子証明書はつけられない。
カードの有効期限	基準日はカードの作成日で、有効期限は18歳以上なら10回目の誕生日まで。17歳以下なら5回目の誕生日まで	在留期限のある方は在留期限まで。新在留カードを基に有効期限の延長をする。(延長忘れによる再発行は有料)
カードの更新期限等	カードの更新時の再作成は無料。更新期限は上記のとおり、年齢により10回目又は5回目の誕生日まで	在留期限のある方については有効期限の延長と混同しないこと
電子証明書 (*希望制)	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>署名用電子証明書</b>はe-TAXや電子申請に必要な電子情報。暗証番号は大文字英字と数字の組み合わせで6文字以上16文字以下。希望しなければつけなくても可。</li><li>・<b>利用者用証明書</b>はコンビニでの住民票発行やマイナポータルで利用時に必要な電子情報。暗証番号は数字4桁。希望しなければつけなくても可。15歳未満はこちらのみ搭載可能。</li><li>・4桁の暗証番号は住民基本台帳用と券面事項入力補助用と利用者用電子証明書の登録は必須。(このとき、利用者用電子証明書暗証番号は不要でもシステムには入力要。)</li><li>・電子証明書の有効期限は両方とも5回目の誕生日まで</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・署名用電子証明書は4情報(住所・氏名・生年月日・性別)に変更があれば自動失効する。(軽微な修正以外)</li><li>・署名用電子証明書は外字やローマ数字が含まれていればもともと搭載されていないので、文字の置き換え後発行する</li></ul>